



暮らしのたより



風俗営業等取締法県条例が改正

2月13日から施行

少年非行や福祉犯の増加等最近の少年を巡る問題が深刻化しています。

少年にとって有害と認められる風俗環境面についての施策と、社会情勢の変化に対応するため、風俗営業等取締法とこの法律に基づく県条例が改正され、2月13日から施行されます。

改正法の主な内容

- 法律名が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」となります。

◇風俗営業では

- ゲームセンターが新たに許可対象営業になります。
- 営業時間が原則として午前0時までになります。
- 覚せい剤中毒者、暴力団員は許可を受けられなくなります。
- 相続の承認、管理者制度が取り入れられます。

◇風俗関連営業では

- 個室付き浴場業、モーテル、ラブホテル、ストリップ劇場、アダルトショッピング等が風俗関連営業となり届け出制になります。
- 年少者の立ち入りや従業等が禁止されます。

- 下品な看板等の広告、宣伝が規制されます。

◇深夜の飲食店営業では

- 一般食堂を除き、原則として午後10時以降年少者の立ち入りや従業が規制されます。
- スナック、酒場等深夜（午前0時から日の出まで）の酒類提供飲食店営業が届け出制になります。

改正県条例の主な内容

- 風俗営業等の営業規制地域が明確にされ、風俗関連営業については富士市全域が規制されますので新規の営業はできなくなります。

- 風俗営業は、年末年始等は午前1時まで営業延長できるようになります。

- 風俗営業、深夜の飲食店営業のカラオケ騒音や振動が規制されます。

- 風俗関連営業の営業時間がモール等を除き午前0時までになります。
※改正法に伴う既得権については、新たに許可対象営業となるゲームセンターは施行日から3ヵ月間、風俗関連営業、深夜の酒類提供飲食店営業は1ヵ月間の経過措置があります。

問い合わせ先 富士警察署防犯少年課 ☎52-2543

田子の浦マラソン大会開催

◆とき 4月14日(日) 9:00~

晴雨にかかわらず決行

◆ところ 柏原海岸

◆種目 20キロ往復、10キロ往復、5キロ往復

◆参加資格 男子 30歳以上
女子 20歳以上

◆参加料 2,000円

- 参加料は申込書と同時にお送りください。
- 申込後不参加の場合、参加料の払い戻しはしません。

◆申込期間 2月20日~3月15日

◆申し込み 問い合わせ先

市内原田1310-1
原田公民館気付、青木
靖則宛 ☎34-1951

み作り講習会の開催

◆とき 1回目・3月4日(月)~6日(水)、2回目・3月18日(月)~20日(水)

毎回 9:00~12:00

◆ところ 1回目 吉永公民館
2回目 富士公民館

◆内容 1日目・こうじの作り方、
2日目・お米を使った菓子作り
3日目・みその作り方

◆定員 1、2回目とも20人

◆申し込み、問い合わせ先
市農政課 ☎内線403

消防施設機能を充実

— 2月1日西消防が開署 —

消防施設の有効的活用を図るため、2月1日から消防署が中央消防署と西消防署の2署制になりました。

中央消防署は、今までの消防署を名称変更し、鷹岡地区を除く潤井川以東を管轄区域とします。

西消防署は、富士高校の西側にあった西分署を拡充し、鷹岡地区を含む潤井川以西を管轄区域とします。

なお、火災予防条例等による消防署への届け出関係は所轄の消防署へ届け出るようお願いします。

